

西 監 発 第 29 号
平成 20 年 7 月 17 日

請 求 人 様

西宮市監査委員 佐 藤 みち子
同 田 中 渡
同 村 西 進
同 阿 部 泰 之

西宮市職員措置請求について（通知）

平成 20 年 7 月 3 日付西監収第 36 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」につきまして、7 月 11 日の監査委員会議において、請求の内容について地方自治法上の要件に照らして審査を行った結果、下記の理由により、住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 20 年 7 月 3 日付西監収第 36 号で提出されました西宮市職員措置請求書の請求要旨は、以下のとおりです。

（仮称）西宮市甲陽園東山町マンション計画の事業計画で、旧播半庭園内の溪流を人工水路に付け替え、自然の溪谷を埋め戻し、ひな壇状の切土盛土による造成で、マンションを建設するとしている。播半内の溪流は公有財産で、これを無償で譲渡することは下記の点で違法、不当であり、市民に莫大な損害を与えることとなる。

公有財産の存置の必要性を検討もせず、業者に無償で譲渡することになる付け替えを認めたことは違法不当である。

自然に形成された溪谷美もあり、市民にとって極めて重要な財産的価値がある。それを埋め立てることは不当であり、公有財産が失われる。

溪流を無償で業者に渡すことによって、十数億円の価値を業者に生まれ、そのことの対価を業者に求めないことは違法不当である。

敷地内溪流の付け替え前提とした現計画を認めず、現状の溪流の保全を請求する。

第2 地方自治法第242条に係る判断

住民監査請求の対象となる行為は、市職員等が行った特定の財務会計上の行為若しくは怠る事実が違法・不当であると認識され、請求人によって、その具体的な理由をもって、本市職員等に係る固有の違法不当性を摘示されることが必要とされています。

しかし、請求人の請求要旨及び別紙事実証明から、本件措置請求は、前述の請求の内容に記載のとおり、旧播半敷地内の溪流の付け替えを前提とした甲陽園東山町マンション建設の事業計画を認めず、現状の溪流の保全を求めるものと解されます。本件措置請求は、市職員等が行った財務会計行為として特定されておらず、また、請求の対象を特定できる程度の具体性を有していないことから、当該行為の違法・不当を判断することができません。さらに、違法・不当とする理由あるいは怠る事実についての是正を求めるものでもないことから、住民監査請求の対象となりません。

以上によって、本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であり、住民監査請求の対象となりません。

以上